

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年7月10日（金）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について
3-1 区の現状

10:00

1 行政区再編協議【行程3】区再編について 3-1 区の現状

◎結論

各所管課長から、各委員から要求のあった資料について説明があり、協議しました。

また、区制施行によりよくなったことや区の現状課題の整理について、各委員から意見が述べられました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは行政区再編協議行程3-1に入りますが、まずは各委員から要求のあった資料について当局から説明をしていただきたいと思います。

最初に資料1について説明をお願いいたします。

○危機管理監代理（危機管理課長） それではまず、1の事前配備体制での配備状況ですが、こちらについては、情報収集体制、災害対策準備室体制、災害対策連絡室体制と3段階ありますけれども、そのうちの最上位である災害対策連絡室となった際の過去の災害対応における出動人員の集計です。

表の一番左側ですが、平成30年7月4日から6日については西日本豪雨、7月豪雨が起こったときのものです、その際においては、各区それぞれ表のとおり出ておりまして、区の合計としては70人、本庁としては58人、計128人が出動したという状況です。

真ん中ですが、平成30年台風第24号です。こちらについては浜松市内において大規模停電が発生した災害ですが、その際には区として64人、本庁として107人、計171人が出動したという状況です。

そして、一番右が昨年の東日本豪雨を引き起こした台風第19号です。区で合計74人、本庁で135人、計209人の職員が出動したという状況になっています。

続きまして、2の災害対策本部体制での各区の配備計画です。配備計画そのものは、人事異動がありますので毎年度見直しを行っています。今現在の状況ということです。

災害対策本部体制については、第1次配備体制から第3次配備体制まで段階を踏んで配備をしていくことになっていますけれども、第1次配備体制においては、区全体で363人、本庁では2466人、合計

2829人の配備ということです。そして、第2次配備、第3次配備とありまして、合計で言いますと、区全体では593人、本庁で3480人、合計の4073人が配備をされる計画となっています。

なお、一番右側に地区防災班員を載せています。こちらの地区防災班員については、各区内にある避難所に配備される職員ですが、合計で826人ということになっています。

なお、この中には長期の休暇者、例えば育休であるとか産休であるとか、そういった職員数は除いています。そして、国・県等への派遣をされている職員も当然抜けています。また、小・中学校の教職員及び市立高等学校の教員についても、この中には入っていないという状況になっています。

○高林修委員長 それでは、資料1を要求された太田委員から、請求趣旨を説明してください。

○太田康隆委員 今回、行程3-1で議論していくことは、区の現状、区制施行によりよくなったことの確認、あるいは区の現状課題の整理ということでした。

1のほうは連絡室です。前にも議会で質問したことがあるのですが、最近、大規模災害がいろいろ起きまして、災害対応については、いわゆる情報収集体制から始まって災害対策準備室、それから災害対策連絡室という対応がまずあって、大雨、暴風雨等の特別警報が出たときに災害対策本部が設置されて本部体制がしかれるということですので、まずその前段の体制の中で、現実に最近起きた豪雨、台風等について、各区でどのぐらいの動員があったかということを示していただきました。合併してきた市町村、私は浜北ですが、基礎自治体のときにはもう少し密な動員体制といいますか、大勢のマンパワーがありました。合併によって、600人ぐらいの自治体の職員が、区は全部入れても200人ということになっていますので、そこからしてもマンパワーは足りないわけですが、いろいろ聞いてみると、電話したけれども通じなかったとか、ブロック塀が壊れてしまって、見には来てくれたが対応がなかなか思うようになっていなかったという話を聞きますので、どのぐらいのマンパワーでやっているかということを確認する意味で、これを出していただきました。それが適切かどうかというのはまた別の判断だろうと思いますので、一応事実として見ていただくために求めました。

それから、下の災害対策本部体制については、先ほども申し上げたように、特別警報が出たとき、天竜川、都田川に氾濫危険情報が発表されたときとか、氾濫危険水位に達したときとかというような条件で第1次の非常配備とか第2次、第3次というふうになっていて、区に災害対策本部の区本部が設置されて、区長が区本部長、副区長が副本部長になるということです。これは平成19年に区が設置される時、たしか案の段階では区に防災監も設置するというようなこととか、当時は部がありましたので、3部10課体制の本庁の防災体制をそのまま区にも当てはめようという、防災体制のマンパワーとしては大変安心のできる、期待のできるような議論がされてきたと思います。結果的にそこまではいってなくて、ここに示されたようなそれぞれの配備体制になっているということです。幸い、特別警報は出ていませんので、実際にはこれが機能する、稼働するということはなかったわけですが、個々の話を聞いていくと、実は人が足りないのですという話も聞きます。災害は忘れた頃にやってくると言いますが、いつ来るか予測つきませんけれども、そういう意味でもしっかりと対応していくほうがいいということで求めました。

○高林修委員長 それでは、資料1について質疑・意見のある方、いかがでしょうか。

○小野田康弘委員 2の災害対策本部体制での各区の配備計画の中の地区防災班員は、本庁、区役所の職員、両方いらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○危機管理監代理（危機管理課長） 地区防災班員については、基本、夜間や休日であっても直ちに駆けつけることができるように住所地で張りつけを行っていますので、区役所の人間もおりますし、本

庁の人間もおります。

○酒井豊実委員 地区防災班員についてですが、現状、天竜区中心に災害が発生したり、昨夜も12時前まで緊急避難所も開設されていたわけですが、合併以後、地域、地元に住する市の職員が激減している状況です。浜松市全域で見ると、歩いて行ける距離の方を張りつけるとかいろいろあるようですが、地区防災班員の出動の状況、それから現状の課題がありましたらお願いします。

○危機管理監代理（危機管理課長） 先ほど申し上げたとおり、現状としては、基本は各緊急避難場所等に近い職員を配置していますので、そういった職員が駆けつけるということになってはいますが、特に天竜区においては、委員から御意見があったとおり、天竜区在住の職員、特に水窪、佐久間、龍山、春野といった地域に住する職員数がどうしても限られてきてしまうということがありますので、ここに来て少し課題となってきている状況ではあります。

○高林修委員長 では私のほうから1点。太田委員の説明の中で、1次、2次、3次の配備のところが災害の程度というふうな言い方をされたのですが、時間的経過で1次、2次、3次だという理解は間違っていますか。

○危機管理監代理（危機管理課長） 基準はそれぞれあるわけですが、例えば南海トラフ巨大地震のような大規模災害が起こった場合には、いきなり1次、2次、3次全部含めた配備になるということはありません。

○酒井豊実委員 関連してですが、地区防災班員、それから緊急避難所を運営することについて、天竜区では水窪まで開設されたというのは先ほど言ったとおりなのですが、例えば阿多古川流域ですと3か所に設置されて、それぞれ職員が2名体制で来ましたが、今度のコロナの問題で、体調不良という方がもしありましたら、別室を設けなければいけないということになってくる。そうすると人数的に2人では足りない、手が回らないという声が昨日避難所を回った中で出てきました。そういうことも含めて、今後、地元の職員配置を含めて、大きな見直しといたしますか、人数的なバランスを含めて対応すべきではないかと思えます。その辺の今後の方針、検討を伺います。

○危機管理監代理（危機管理課長） 御指摘のとおり、現在のコロナ禍における避難所対応においては、どうしても受付の人数であるとか部屋を分けるであるとか、そういった面で人員が今よりも必要になってくるとことは認識しています。そういった中で、今、地区防災班員については、避難所の想定避難者数に応じて3人から8人という職員が割りつけてありますけれども、その中で対応できるのであれば、今の2人から、例えば4人に増やすとか、そういった形の中でローテーションを組んでいくということも行っていますし、それでも足りない場合には、区の応急対策要員の中から避難所への応援人員を確保していくというようなことで考えています。

○高林修委員長 よろしいですか。

非常にタイムリーな話ではあるのですが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会がありますので、今日のところはその程度にしてください。ほかよろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、資料の2について当局から説明をお願いいたします。

○市民協働・地域政策課長 お手元の資料2をお願いします。表では、がんばる地域応援事業から地域力向上事業への事業の変遷が載っています。裏面には、それに関連して決算額、助成事業の件数が載っています。

表面のまず一番左のがんばる地域応援事業、これが平成20年から平成21年度まで実施した事業になり

ます。縦に趣旨、事業区分、対象事業、内容区分、各区分の概要を記載しています。

まず、がんばる地域応援事業の趣旨ですが、この時点では、特色ある区のまちづくり及び魅力あるまちづくりの実現に向けというようなことが趣旨としてうたわれています。

事業区分については、予算上の位置づけということで御覧いただきたいと思います。

対象事業です。がんばる地域応援事業の対象事業は8つ立てられておりました。御覧のとおり7つの区分と、それから最後、市長が必要があると認める事業ということでありました。

内容については、助成事業と協働事業、それから区執行事業の3つの区分で実施しておりました。助成事業については補助率2分の1、限度額200万円ということを原則に運用してきました。

それから、その隣へ行きまして、平成22年から平成24年まで、地域力向上事業という制度で3年間実施しました。こちらでは、地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するためということが趣旨としてうたわれています。

対象事業については、この時点で2つ項目が減りました。書きぶりが少し変わっているのですが、上の6つはほぼ同じことがそのまま継承されています。区の産業の振興、それから市長が必要があると認める事業が対象事業から除かれています。

内容区分としては、助成事業はそのままです。以前の協働事業と区執行事業を統合して、区企画事業ということを実施しました。助成事業の補助率については2分の1、限度額200万円。この年から、採択2回目については補助率40%以内、3回目については25%以内という規定が設けられています。

その横へ行きまして、平成25年から平成27年度までです。ここでは、区民の参加と協働により区の特性を生かした事業を実施するということが趣旨にうたわれています。

対象事業については以前までと変わりなしということです。

内容区分については、助成事業はそのまま、そして区企画事業を区民活動・文化振興事業と区課題解決事業の2本に分けたような形になっています。そのほかは以前と変わりありません。

ここから令和2年度現在に至るまで、制度自体は動かさず、平成25年から平成27年の地域力向上事業をそのまま継承しています。

裏面をお願いします。

こちらは、がんばる地域応援事業のときから平成30年度の地域力向上事業までのそれぞれの区のそれぞれの区分ごとの決算額と助成事業の件数を記載しています。各区での傾向としては、どこも同じような状態だと思いますので、一番下の合計のところを御覧いただきたいと思います。

がんばる地域応援事業のときに全ての執行額の合計としては1億4854万7000円、127件の助成がありましたというところから横にずっと進んでいただきますと、だんだんと件数、金額とも減少傾向にありまして、平成30年度には8800万円余り、助成件数は41件というようなことが見てとれるものになっています。

○高林修委員長 それでは、要求をされた太田委員から請求趣旨を説明してください。

○太田康隆委員 最初に1つ確認ですが、100夢プロジェクトは平成24年でよかったですでしょうか。

○市民協働・地域政策課長 平成23年度に実施しています。

○太田康隆委員 平成23年度でしたか、はい。

地域の課題解決であったり、あるいは市民提案による地域固有の事業、市民が自らの意思でつくっていく事業ということです。それをどう捉えるかということなのですが、市民協働という言葉が出てきて、今まで公がやっていたことだけではなかなかこれから回っていかないということで、高齢化も進むし、

人口減少も進んでいく中で、別のセクター、市民も参加してやっていただくということが市民協働の考え方だと思います。そのときに、参加する市民にとっては、地域のために一生懸命汗をかいてやっていこうという純粋な気持ちだろうと思います。そこで利益を得るとかという話ではありません。それがこの政令市移行、がんばる地域応援事業であったり、地域力向上事業であったり、形を少しずつ変えながらやってきたということです。その中で、行財政改革ということで、この補助金、助成金の見直しが大きく進行してきたということも考え合わせないと、この事業がどう変遷してきたかというのがなかなか見えにくいのかなと思って出させていただきました。

スタート当初は、がんばる地域応援事業ということで、後ほどどのぐらいの件数があったということにも触れますけれども、補助率は2分の1ということでした。それが3年ごとに見直すよとなっていたのが平成22年からで、初年度補助率2分の1、2回目は40%、3回目は25%以内ということで年々補助率は減っていくということがずっと継続してきているわけです。もともと地域の市民の皆さんが企画して考えて提案していく話ですので、その辺が使い勝手がいいのか悪いのかということも考えていかなければいけないと思います。

裏面をお願いします。

助成事業と協働事業と区執行事業という形でしたが、今の新しい形としては助成事業と区民活動、区課題解決事業ということで区分しています。特に市民が中心となってやるのがこの助成事業ですので、各区について、助成事業の件数を出していただきました。先ほど課長から説明があったように、トータルで見ても、平成20年にこの事業がスタートしたときには127件、5300万円の事業としてスタートしたのだけでも、結果的に平成30年では1600万円、41件の事業になっている。私のところへは、非常に使い勝手が悪いという話も聞いておまして、市民が主体となってやる市民協働ということを啓蒙したり推し進めていく趣旨としては、その主体である市民が使いにくい、使い勝手が悪いというのは致命的なことだと思っています。ずっとこういうことが続きますと、当局の担当者の言い分としては、なかなか周知が図れないので、しっかりと周知して参加を増やしたいというふうなことになっていくのだけど、それは本末転倒だと思うのです。使い勝手が悪ければ、使いやすいようなものでしっかりと成果を上げてもらっていくということを制度として考えていかないと当初の目的が実現されないのではないかと思います。結果的に件数だけ、あるいは金額だけ見ていくと、私が指摘したような傾向が見られるということが分かりました。

詳細は、区の課題解決事業も含めて、どういった事業が地域から要望されて実績を上げているのかというのをもう少し細かく個々に見ていかないとと言えないことですが、そういうことです。

○高林修委員長 それでは、資料2について質疑・意見ございますでしょうか。

○関イチロー委員 今、太田委員の説明の中で使い勝手が悪いということなのですが、当局のほうにはそういう話は入っているのか。もしくは御指摘いただいた太田委員から、具体的にどういうふうに使って使い勝手が悪いのかということを教えていただけたらと思います。

○太田康隆委員 例えば、補助率が採択1年目、2年目、3年目と下がって行ってしまいます。スタートした段階ではとにかく補助率2分の1というようなことでした。

それから、選別される段階で、これは区の協議会で最終的に決定するのですか。区の協議会へも上がりますよね。

○市民協働・地域政策課長 区協議会の意見を聞いて区で決定します。

○太田康隆委員 区で決定するので、中には結構特殊な団体が自分たちのふだんの活動をこの事業を

使ってということもあろうかと思しますので、その辺をうまく指導して使えるような状態の中身にして
いってあげるという配慮もあってもいいのかなと思っています。

○市民協働・地域政策課長 使い勝手が悪いというようなお話ですが、補助金については2分の1と
いうところで、協働という枠組みの中で市が全面的に見るのはいかがなものかというような話もあるか
と思います。あと、だんだんと補助率が減っていく点については、補助というものであって、いつまで
もずっと出し続けるということがいかがなものかということもあろうかと思しますので、4年目には
自立していただくというところを狙いとして3年の中でだんだん補助率を下げっていくという運用をして
いるところです。

そういったところについて、市民の方から、減っていったその先のやりようが難しいというような声
はあるようには聞いています。先ほど太田委員のほうからもお話がありましたが、民間の方が公の仕事
の部分にまでどんどん活躍していただくというのは最近の世の流れの中でありまして、そういったもの
を受けて民間の助成金であったり、いろいろな市の制度以外のものもありますので、そういったところ
を紹介していくようなことも市民協働の業務の中で実施しています。

○関イチロー委員 区の協議会で提案されたものに対していろいろ意見が出るということも、お邪魔
していて聞いていますけど、ただ正直言うと、かなり玉石混交なところがある。それから、実際に提案
する事業者の方たちについていったことがあります。少なくとも僕がついていった中においては、区
のほうもそれなりのきちんとしたアドバイスをしていただいているということはあると思います。

それから、もう一個の補助率の変化ということに関して言えば、先ほど課長が説明していただいたよ
うに、これはスタートアップ事業で、最初の助走をつけるときのものですということですので理解して
いますが、ただ、事業の内容によっては、補助率が変化してくると、いい事業なのだけど続けるのは難
しいというものがあったり、中には採択されなければこの事業はやめますというような極端なところも
あったりするわけです。そういう意味では、その辺を精査して、弾力的にもう少し頑張ってもらっても
いいのではないかと。それから、この事業についての効果検証をどうするかということなのですが、その
辺のところは必ずしもしゃくし定規にやる必要はないという気がしています。

ついでに申し上げると、中山間地域のあの羨ましい6億円ですが、あの金額、期間というようなこと
もそれなりに精査が、本当にこれは中山間地域に必要な事業なのかということも多少あるということ
は申し添えておきます。

○森田賢児委員 初歩的なところで恐縮なのですが、この趣旨のところで一貫して、区民の参加と協
働により区の特性を生かした事業という文言が入っていますが、これは何か区ということに限定してい
る意味はあるのですか。というのは、別にこの地域力の地域というのは区に限定されたものではないと
思ったので、一貫してこういう文言を入れている意味合いを伺います。

○市民協働・地域政策課長 この事業自体が区役所費の中でやっている事業ということで、例えば産
業の分野に絡むことであれば、本庁の産業部門の補助金事業になるでしょうし、福祉であれば福祉の関
係の事業になっていくと思うので、そういったものとのすみ分けといいますか、区の課題を解決する
という目的を持っています。

それから、総合計画の中でも出ていますように、協働を進めていくという観点は重要だということ
で一貫して、市民との協働により実施していくものだということをうたっているところになってい
ます。

○森田賢児委員 ということは、今後の議論ですが、仮に区の在り方が変わったとしても、組織に基

づいて区という一つの枠組みの中でやっている事業だから、別に差し支えはないということなのか。仮の話になってしまうので答えにくいかもしれませんが、でも、そういうふうを受け取れるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○高林修委員長 課長、差し支えないというのは少し答えにくいとは思いますが。

○市民協働・地域政策課長 地域力向上事業ということで実施していますので、その地域の単位がどのように変わっても、地域力を向上させていくということは重要なことだと考えています。

○高林修委員長 森田委員、よろしいですか。

○森田賢児委員 分かりました。

○松下正行委員 がんばる地域応援事業からスタートして、地域力向上事業と名前を変えて、補助金も3年間で補助率が減っていくという仕組みと捉えています。これは、先ほど関委員も言ったように、スタートアップのための3年間で助成してということですが、私はその後が大事だと思っています。要するにこの3年間補助金を頂いて事業をやって、その後補助金が切れるわけで、いろいろな団体があると思いますが、そういう人たちがその後どういうふうになっているかということ、市としても、アンケート的なものでもいいと思いますが、今まで多分そういうことはやっていないと思うのです。件数も金額も減ってきているという状況を踏まえると、この事業を活用してどんどん市民の方、いろいろな団体の方にやっていただきたいという市の思いが伝わるような、先ほど太田委員が言っていたような使い勝手が悪いようなことも変えられることがあれば、それはぜひ変えていっていただきたいし、そのベースになるのが3年間活用した人たちのその後の動き、アンケートか何かを取る中で、そういったものを把握した上で、いろいろな意見もそこで拾って、今後のこの地域力向上事業につなげていければいいと思うのですが、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

○市民協働・地域政策課長 3年終わって4年目の検証ということなのですが、少し前になりますが、平成27年度で補助を終了した事業が平成28年度どのように行われているかという調査があります。細かい内容の資料は手元にないのですが、平成27年度に助成事業を採択していた22件のうち、平成28年度に12件が自主事業として継続されている、継続率としては54.5%という報告を受けています。これがさらに最近どのようになっているかということまでの調査はできていませんが、4年目にはこうした状態です。

○松下正行委員 毎回は無理だとしても、ある程度定期的な検証は必要だと思いますので、例えば、補助期間が3年なので、できれば3年ごとぐらいに実施して、この地域力向上事業がさらなる使い勝手がよいものとなるとともに、多くの方が申請して、補助金を活用しながら活動が推進できるというふうにしていただきたいと思います。

○高林修委員長 御意見ということでよろしいですか。

○松下正行委員 はい。

○酒井豊実委員 この数字はまさに氷山の一角が示されているわけで、この数字の裏が非常に深い広いものがあるし、それを支える住民の活動と、それを応援する市の職員のバックアップというのも非常に力強いものがあるかと思っています。がんばる地域応援事業であったり、地域力向上事業ですから、この事業をたとえ3年であれ4年であれやったことによって、その地域がどのように変化、発展して活力を持ったのか、子供から高齢者まで元気になったのか、未来につなげる力が多少なりとも湧いたのか、どういう変化があったかという市民レベルの向上というものが非常に大事だと思います。まさに市民協働ですから、そのあたりまで検証した具体例があるかどうか、また、今後やるべきだと思いますけれど

も、それについてはどういってお考えか伺います。

○市民協働・地域政策課長 本日、資料はございませんが、各区で助成事業の事後評価の検証を行っています。気持ちの面でのどう元気づけられたかとかというところについては少し答えづらいというところになるかと思えます。

○高林修委員長 御意見ということでよろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○森田賢児委員 先ほどの説明の中で、区に基づいたもので、区民による区の特性を生かした事業ということだったのですが、それを前提に、各区分の概要に区課題解決事業とありますけれども、市民協働で区の課題解決事業ということがイメージしにくいのですが、具体的にどういったものなのですか。

○市民協働・地域政策課長 この区課題解決事業は平成25年度からです。区が直接執行する事業になっていますので助成とは形は変わってくるのですが、代表的なものとしては交通安全の課題を持っている区が市民の皆様と一緒に街頭で啓発をするというような事業が展開されています。

○森田賢児委員 分かりました、結構です。

○鈴木育男委員 この事業の決算額の推移は出ているのだが、予算額の推移は分かりますか。

○市民協働・地域政策課長 手元に用意しているものはないのですが、減少傾向であることは間違いありません。

○鈴木育男委員 何が言いたいかという、普通こういう数字を見ると、区とか地域の住民があまりやる気がなくて、どんどん減ってきたというような感じに見える。逆に、予算がないからやりたくてもできないという部分もあるのではないかと少し勘ぐっているわけです。だから、その辺を明らかにしていただきたい。地域で頑張っていて、こんなこともやってみたい、ああいうこともやってみたいと思っているのに、現実、行政的な支援が少ないからやりたくてもできない、申請しても外されてしまう、こんなばかなことするなとばかにされるみたいな世界になっていないかということをお心配しているのです。ここが一番大事な分野だと思うし、これを行政がどれだけバックアップするかで、地域力だとかそういったものが見えてくると思うので伺います。

○高林修委員長 市民協働・地域政策課長、推移表はなかなか難しいとは思いますが、例えば中区の平成27年度予算と平成30年度予算というような比較は今簡単に出来ますか。

○市民協働・地域政策課長 中区の平成27年度の助成の予算額は440万円です。そして、平成30年度も同じく440万円です。

○高林修委員長 分かりました。

鈴木育男委員、この件に関してはいかがですか。

○鈴木育男委員 中区だけ聞いてもしょうがないわけですが、いろいろな区でそれぞれ特性もあると思うので、そういう資料も出していただくとありがたいですが、委員長のほうで配慮していただけますか。

○高林修委員長 では、資料請求で出していただければ結構ですので、課長、予算もこの表と同じフォーマットで作ってください。よろしいですか。

○市民協働・地域政策課長 分かりました。

○高林修委員長 正式には資料請求の様式で出しますので、お願いします。

○波多野亘委員 先ほど、趣旨のところ平成25年度以降、区民の参加と協働により区の特性を生かしたという形になっていて、裏面にその実績があるわけですが、その区に所在しない団体、あるいはそ

ここに住んでいる人たちではない団体なのだけれども、例えば中区の団体が南区で事業を実施するという事例はありますか。

○**市民協働・地域政策課長** 要綱を確認するお時間を頂ければ、今確認いたします。

○**波多野亘委員** 要綱の話ではなくて、この実績の中で、例えば南区でやっていた事業の主催団体がほかの区で補助を受けるとかいう例はありますかというお話です。

○**市民協働・地域政策課長** 制度上は可能です。実例は、今手元に資料としては持っているものではありません。

○**波多野亘委員** その地域の課題解決だとか、あるいはそこの地域力が上がっていけば、どこの団体であってもいいとは思いますが、常任委員会の中でも、ほかの区、例えば中区の団体が南区でやっているという事例も聞いているものですから、委員の皆さんにも理解していただいたほうがいいかなと思ってあえて伺いました。

それから、地域力向上事業の中の助成でやっていたのだけれども、区独自事業になった事業はありますか。例えば私が気づくところというと、家康楽市あるいは中野町煙火がそういったことだったと思います。どういう形になれば区独自事業に昇華していくのか。先ほど事後評価というところもありましたけど、少し教えていただければと思います。

○**市民協働・地域政策課長** 委員のおっしゃるとおり、助成事業から区独自事業に動いているものはあります。区の地域力向上事業の事後評価というものも区協議会の中でやりまして、出していきますし、あと、区の独自の予算ということになっていきますので、区協議会の諮問を経て区の予算として立てられていきますので、こういった動きの中で意見を聞いたり、意思決定しながら区の予算になっていくという動きにはなっています。

○**波多野亘委員** あえてそのあたり聞かせていただいたのは、たしか平成21年ぐらいでしたでしょうか、20年以上補助が出ているものについてはゼロベースで見直す、運営費補助は駄目です、事業費補助ですというようなところの中で、いろいろな文化的なものから様々な地域活動というものまで難しくなっています。逆に言うと、それが甘えと捉えられた部分もあるのかもしれませんが、そういうようなところから、このがんばる地域応援事業や地域力向上事業、あるいは市制100周年の際の100夢プロジェクトがみんなのはままつ創造プロジェクトに変わって行って、今、文化振興財団の補助事業に替わっている中で、どのような形で市民の力を発揮していただくのか。あるいは、区ということであるならば、その地域で本当に市民の皆さんがやる気になって、一緒になって動いていただくにはどうするかという部分を考えてときに、場合によっては地域力向上事業から区独自事業へと昇華させるといったことも必要だと思うし、補助は3年間で、4年目以降54.5%はやっているというような説明も先ほどありましたけれども、これはずっと続けたほうがいいのかというようなことも考えていただきたい。今、全てのところ、特にボランティア、自治会も含め、マンパワーが足りてきていないような状況があると思いますので、こういったものをうまく使っていただいて、コミュニティーの醸成を図っていただきたいということを意見しておきます。

○**高林修委員長** 意見でよろしいですね。それでは、貴重な意見として承ります。

○**太田康隆委員** 今、100夢プロジェクトが出ましたが、あれも好評でした。だから、そこにヒントがあると思うのです。提案して手を挙げてくる方たちというのは、純粋に地域のために何かやってあげようという人たちも結構いるので、そこのシグナルを見落としてしまうと、もう二度とやらないというほうにいつてしまうのです。だから、そういう意欲をしっかりと吸い上げて生かしてあげるのが地域に関

わる事業なのだろうと思いますので、ぜひまたいい方向で検討してもらえればと思います。

ここで資料請求した本来の趣旨は、区の在り方を考える意味でのところなのですが、地域ということを見ると、なおそういう市民の意欲というのは大事だと思っていますので、ぜひよろしく御検討をお願いしたいと思います。

○市民部長 いろいろと貴重な御意見として伺っておりました。ただいまの当局に対する質疑というか確認については、どちらかという予算の在り方というか設定の仕方というところが主だったような気がいたします。もちろんこういった事業をどういうセクターでお金とマンパワーを出してやっていくかというところはいろいろ議論があるところですし、御指摘をいただいたとおり、見直すべき部分、3年では短いのではないかとか、スタートアップ以外の、今度は持続していくようなところで行政が協力していくということもあるのではないかとといった御意見については、確かにそのとおりの部分もあると思っています。

ただ、この制度については、採択の絡み、続けていく、終わりにする、こういった判断をするときに、その方々と行政との協議の中で決まっているということではなくて、必ずそこに区の協議会が真ん中できちんと整理しているという仕組みになっているということは、改めて申し上げておきたい。そういう意味では、区の協議会がきちんと機能しているので、こういう事業がずっと続いてきているのだろうと思います。制度を改正するに当たっても、区の協議会にこういった機能、権限といったものをお願いしていくのかということと併せて考えていく必要があるのではないかと考えています。

○高林修委員長 この件に関しては、後でまた松下委員の資料請求でもお話をさせていただいて結構ですので、よろしくをお願いします。

それでは、資料2についてはよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、資料3については当局に説明を求めませんので、資料請求された太田委員から請求趣旨の説明をお願いします。

○太田康隆委員 平成25年10月15日に企画課、市民協働・地域政策課から提出された資料「区制度の検証について」の中で、各区の業務の取扱量、区役所全体で何件取り扱ったか、それから、届出・証明書等を区民生活課、市民サービスセンター等でどれだけ取り扱ったかといったデータが出ています。平成19年の政令市移行から平成24年度までの数字が出ていますので、平成26年以降現在まで、区全体、それから協働センターで、どれだけ業務を取り扱ったかの件数を補足資料としてお願いしたものです。

1ページ目の中段、中区でいいますと、バーが引いてあるところは、各協働センター単位では算出できていないということで、まとめた数字で平成26、27年度が出ていて、平成28年度以降はそれぞれの協働センターと区民生活課あるいは区役所全体での業務の取扱件数が出ていますということでした。

これを見ていくときに、平成25年の資料「区制度の検証について」もそうなのですが、継続していますので、指定都市になってから区役所それから区の協働センターでどれだけ事務の取扱いがあったのか確認していく意味では、非常に大切なことと思いますし、その際に数字が増えている、減っているだけではなくて、以前この委員会で資料要求した合併以降どういった組織改正が行われてきたかという資料も併せて見ていくと、例えば平成20年には区役所の土木事務が本庁に集約されたり、それから商工・農林や市営住宅の関係も平成22年に集約されたり、税務事務については平成24年に一元化されて元目庁舎に集約されています。そういった節目節目で区役所での取扱事務は減ってきていて、それが本庁のほ

うに来ているということになるかと思いますが、そういったことも考え合わせながら、区役所での取扱事務がどう変化してきているのかということを見ていく必要があると思ひ資料の請求をしたということです。

○高林修委員長 それでは、資料3については、数値のこともありますので、当局への質疑も含めて、よろしくお願いします。

○酒井豊実委員 4ページ目の天竜区ですが、区のちょうど境にある市民サービスセンターであるとか、愛知県に比較的近いふれあいセンターなどがあります。例えば、鹿島市民サービスセンターの件数は非常に多いと思ひますし、浦川ふれあいセンターに至っては非常に多いと思ひていますが、こういうところの市民サービス機能の特徴、重要性が出ていると思ひたりしているのですが、この数字の意味については把握されているのか伺ひます。

○市民協働・地域政策課長 数字そのものは何度か資料で提出している区役所の546業務、103業務という中から、それがどこで受付をされたかということの積み上げになっています。事実として積み上げたものになっていますので、多いところ、少ないところがどういったことかは、エリアの人口や他のセンターや区役所などとの距離も先日資料として提出しましたが、そういった中で見ていく部分であると思ひのですが、現状ここがなぜ多いか客観的に検証したものはありません。感覚的なところでいいますと、鹿島市民サービスセンターについては、浜北区にも近いですし駅にも近いので利用が多いのではないかとはいふところがあるかと思ひます。浦川ふれあいセンターについては、旧佐久間町への合併以前に最も栄えた村ということで、人も多いことからということはいふことができます。いずれにしても、これは窓口での受付の件数になりますので、それだけのことがありましたという事実が出ていふように捉えています。

○酒井豊実委員 数字は数字なので動かし難いものでありまして、数字を動かしているのは住民であり、市民であり、関係者なので、その辺のところの市民の動き、それから要望、かけがえのない市の窓口という、その位置づけのところまで含めて、ぜひ把握をお願いしたいと思ひています。

あと、北区のほうでも何かありそうな気がしますが、またその後の意見で出します。

○岩田邦泰委員 先ほど太田委員がおっしゃったところで、本庁集約があったときには数字が動くという話があったのですが、比較しやすい平成28年から30年の間で、何か大きな動きがあれば教えていただきたいと思ひます。

○市民協働・地域政策課長 組織については、ここの中で大きな改編はなかったと思ひます。

数字の動きについては、中区の一番上の区役所全体というところを御覧いただきますと、平成27年から平成28年にかけて数字が減っていますが、実は前年の平成27年は国勢調査で数字がすごく増えている状態がありまして、翌年にそれが減るというようなことがあります。それから、マイナンバー制度の導入やバス・タクシー券の廃止などが平成28年から29年、30年のあたりまでありますので、その辺の事業のやり方が変わっているところが数字に表れていると分析しています。

○岩田邦泰委員 そうすると、取りあえず平成28年から30年にかけての3年間は、そういう状況に置かれない推移だと考えていいということですか。

○市民協働・地域政策課長 組織の改編に絡んだ動きがあるかということ言えば、改編はない中でこういう数字になっているということです。

○松下正行委員 1点資料請求ができると思ひ難いと思ひしたのは、資料の(2)のほうです。届出・証明等と書いてあるので、ほかにもあるという意味だと思ひますが、届出と証明という形での数字は分

けて出るでしょうか。

○市民協働・地域政策課長 ベースは、以前に提出している区役所546業務のそれぞれの窓口でのということとクロスしたものになっていますので、拾おうと思えば拾うことはできるのですが、これを経年で遡って拾うということと大変な時間がかかることになります。

○高林修委員長 よろしいですね。

○松下正行委員 いいです。

○高林修委員長 それでは、資料3まで終わりました、次に、先に松下委員は資料4、5、6を請求されていますけれども、今と同じようなパターンで、1つずつ説明と請求趣旨ということでよろしいでしょうか。それとも、資料4、5、6一度に説明してもらってもよろしいですか。

○松下正行委員 まとめてで結構です。

○高林修委員長 分かりました。

それでは、資料4から資料6までについて、まず当局から説明をしていただきます。

○市民協働・地域政策課長 資料4をお願いします。

こちらは、地域力向上事業の助成事業の制度と運用についてということで、市民の方が、どのような事務の流れで採択を受けて事業を実施するのかということに記載したものになっています。

一番上から時間が下に流れていきまして、左側が申請者、右側が市ということです。

まず、事業の募集については、12月から1月頃に各区から募集がされます。これを受けて、市民の方が事業提案書を市へ提出します。市はそれを区協議会の意見を伺った上で採否を決定して、2月3月ぐらいには市民の方へ選考結果の通知をお送りします。これを受けて、今度は交付の申請書を、市民の方が市、市というのは区役所ですが、区役所へ提出をいたします。そうしますと、4月から実際の事業を実施していくことができますということまでが、まず1つ目の流れです。

それ以降は、事業を実施して、実績の報告であったり、最後は補助金の請求などをしていくという流れが下のほうまで書かれています。

○市民生活課戸籍住基担当課長 資料5について、説明いたします。

まず、区役所における総合窓口の導入については、政令市20市中浜松市を含む10市が実施しておりまして、検討中が5市、実施していない市が5市になります。

総合窓口について少し説明させていただきますと、総合窓口とは各種申請等に関する受付部署を1部署に集約し、例外的なケースを除き、ワンストップで対応を完結する取組ということで調査しています。総合窓口については、今言ったように細かいルール・規定というのはございません。このため、各都市で取扱いの種類や件数、窓口設置の方法には違いがあります。区役所では行っていないところもあります。浜松市では、区役所のほか第1種、第2種協働センターなどの出先機関でも総合窓口を設置しています。

続きまして、浜松市の総合窓口開始からの経緯についてです。

平成5年1月4日に市民総合窓口センターを開設いたしました。市内27か所のサービスセンターをオンラインで連携して、住民票など証明書をセンターでも取得可能になりました。届出等については、ファクス転送で市民課と連携して処理をするようになりました。その後、地域情報センターにサービスコーナーとしてPRコーナーを設置して、また高丘葵市民サービスセンターを開設しています。サービスセンターは28か所、サービスコーナーは1か所となりました。

平成17年7月には、市町村合併で12市町村のセンター等を加えて、市民課等12か所、サービスセンタ

ー44か所、サービスコーナー2か所となりました。平成19年の政令市移行の際には、区役所にある区民生活課7か所、地域自治センターにある地域生活課7か所、サービスセンター44か所、サービスコーナー2か所でサービスを提供してまいりました。平成20年には、証明書自動交付機9台を市内に設置しまして、住民票写し等証明書を機械で交付するよういたしました。平成24年、25年には区の出先機関の再構築がございまして、地域自治センターが第1種協働センターになりました。公民館・市民サービスセンターが第2種の協働センターに名称変更されています。浜北区役所がなゆた浜北へ移転することに伴い、なゆた浜北市民サービスセンターが平成24年3月に終了しました。それ以後は、今日に至るまで、区民生活課7か所、第1種協働センター7か所、第2種協働センター等43か所、サービスコーナー2か所でサービスを提供しています。

平成27年10月に個人番号制度が始まりました。平成28年1月にはマイナンバーカード交付が始まりました。平成28年7月には証明書自動交付機を終了しまして、代わって平成28年7月から証明書コンビニ交付を開始しています。

○市民協働・地域政策課長 資料6をお願いします。

両面に分かれています。

まず、表の各区役所における決算額一覧です。区役所各区のA経費、B経費、特別会計について区分けしたものを、平成22年度から30年度まで並べたものになっています。傾向としては、一番右側合計のところを御覧ください。平成22年から平成23年にかけて、333億7821万8000円が300億円というところになって下がっています。これは、組織の改編によって道路部門が本庁へ集約されたことによって、B経費が減っているところが大きな要因になっています。

そこから先は、大きな改編はありません。数字が少しずつ増えていっています。中でも、東区と浜北区については、平成30年度と平成22年度の全ての合計のところを御覧いただきますと、金額が増えているというところが見て取れるかと思います。こちらは、保育園の関係の補助を区役所費のB経費の中で支出しているというところがありまして、保育園の定員の増があると補助金が増えていくという仕組みの中で増えていっているというものになります。

裏面を御覧ください。

各区役所等における維持経費の決算になります。上段が区役所、下段が協働センターということになっています。これは、A経費の中の庁舎維持管理に係る部分の決算を抜き出したものになります。区役所のほうの合計のところを御覧いただきますと、おおむね5億円前後の金額になっていますが、平成28年度の浜北区役所を御覧いただきますと、金額が大きく増えています。これは、なゆた浜北への庁舎の移転に伴う負担金を区役所費の中で支出したことによるものです。

それからその隣、平成29年度の天竜区役所も金額が大きく増えています。こちらは電気設備の改修に伴いまして廃棄物の処理を行うというところをこの庁舎維持管理事業の中で支出したということで金額が増えています。この要因を除きますとそのほかはあまり変わるところがなく、おおむね5億円前後の金額が毎年かかっているというようなところになります。

下段をお願いします。協働センターの管理運営事業です。

こちらあまり傾向として大きく動いていくところはないのですが、西区のところを御覧ください。西区の平成27年度、金額が大きく上がっています。これは、第1種になりますけれども、舞阪の協働センターの外壁工事が臨時的にありまして、金額が上がっています。それから、平成29年度、30年度も同じく西区で金額が大きく上がっているところもあるのですが、これも、舞阪協働センターの施設整備に

絡むものがこちらのほうで出ているということで、金額が上がっています。

維持管理経費ということで、いわゆるランニングコスト、光熱水費、清掃業務、警備業務といったようなところになりますので、それ以外はあまり変わるところがなく推移しているということです。

○高林修委員長 それでは、要求をされた松下委員から、資料の請求趣旨を説明してください。

○松下正行委員 資料4については、先ほどの自由民主党浜松の資料とダブるところがありましたので、地域力向上事業の決定までの流れということで、フローの資料を出していただきました。皆さんほとんど分かっている状況かと思いますが、確認の意味で出させていただきます。

資料5については、今までの委員会の中でも証明書の各協働センターでの取扱いの件数の資料も出ていますので、今回は総合窓口の政令市の中での現状と、浜松市の場合は平成5年ということで非常に早い段階から総合窓口を取り入れて現在に至っているということから、証明書の自動交付機を設置したり、マイナンバーカードが国のほうで制度化され、最近ではコンビニ交付も行ってきたという変遷を見るために資料請求させていただきました。

それから、資料6については、それぞれの区の平成22年から30年度までの決算額の一覧を出させていただきました。それから、裏面の維持経費についても、あまり変動はないということでしたので、何か工事等あればその年度は金額が増えるという平成22年から30年度の現状を出していただきました。少しでも議論の参考になればということです。

○高林修委員長 要求された資料について、一括で4、5、6の説明と請求趣旨を述べていただきましたが、4、5、6どれも結構ですので、質疑・御意見のある方はおっしゃってください。

○太田康隆委員 資料の6の裏面の各区役所等維持管理経費の決算です。

中区が本庁と一緒にあって、なかなか区役所としての分離ができないということですが、案分するか何かでそういった数字を求めたことはあるのでしょうか。区役所としてどのぐらいかというのをつかみたいのですが。

○市民協働・地域政策課長 大変申し訳ないのですが、今回我々も決算書の中からこの事業項目を拾い出したところを並べているものであって、所管課でどういった積み上げ、あるいは案分をしているかは把握していないところです。

○太田康隆委員 分かりました。決算書では区の管理運営事業という中に区役所の運営事業と公有財産の維持管理、それから庁舎の維持管理、それから公用車の管理事業というようなものが載っていて、ここに記載されているものは、この中の区の管理運営事業の中の庁舎維持管理事業といった形で載っている。それから、協働センターについては、協働センターの管理運営事業という形で決算書のほうは出していますので、その数字と符合します。中区だけが分からないということですので、出しようがないと言えば出しようがないのだろうけれども、案分して出してもいいのかなとも思います。

それから浜北区ですが、先ほどもお話がありましたように、旧庁舎は減価償却が終わっている古い建物でしたので、なゆたに移転した平成28年当時は、一部工事であるとかそういった経費が出てきたわけですが、本来なゆたは生涯学習施設として整備したところを賃料を払って借りているということになっていると思いますので、平成28年に移転して、平成30年度ぐらいでは落ち着いてきているという理解でいいのですか。これは財政課に資料要求して入れ込んだ数字ですか。

○市民協働・地域政策課長 我々のほうで決算書から抜き出したものになっています。ただ、家賃については、例えば平成26年度と平成30年度で金額が変わってしまっていて、この辺が賃料が上がっている部分ではないかと見えています。

○**太田康隆委員** 遊休施設を有効活用するというので、生涯学習施設ですので共用部分の負担とかも入っているので、こういう形になってくるのかなと思います。分かりました。結構です。

○**酒井豊実委員** 資料4です。非常に分かりやすい図解がされていますが、右側のほうの市と書いてあるところは、もっと明確に区役所と明記すべき内容なのかどうかの確認です。申請者側、住民側は、事業実施前に2回手続のため区役所に行く。それから、事業実施後も2回行くということになります。その間にも、申請書類で、ここがこうだよ、不足があるよということになると、何度か区役所に行って窓口でいろいろ相談しなければならないということが入ると思うのです。そのためにも身近なところに区役所があって市民協働が前進することが非常に大事だと見てとれるわけですが、遠いところもあるわけで、例えば北区であれば、引佐の奥の渋川のほうは遠いのかなと。それから天竜区で言えば、春野や佐久間、水窪は非常に遠いものですから、なかなか申請者の話だと億劫になると。一々調整にも行かなければならないということだったり、市民協働の本体そのものは本庁になるので、なかなか意思疎通が大変だということも聞いているわけです。簡単に言うと、地域力向上事業については、全て区役所でワンストップで申請手続等が完結をするのかどうなのかを伺います。

○**高林修委員長** 酒井委員の資料は、市の下に何も記載はなかったですか。

○**酒井豊実委員** ありますけれども、小さいものですから。

○**高林修委員長** 分かりました。それでは、市民協働・地域政策課長。

○**市民協働・地域政策課長** 市の下の方の区役所の表示ですが、これは明確に区役所という位置づけで大丈夫です。我々の部署としては制度を所管はしていますが、運用それから市民の窓口としては全て区役所が独立してやっているということになっています。

それから、採択前に2回、それから実施後に2回区役所へ来ていただくということなのですが、窓口がそういう形になっているのでやっていただいているということにはなっています。運用の中で改善できるものは今後も検討していきたいと思います。

○**酒井豊実委員** 合併前の役場であったところが協働センターになっていますが、協働センターには、地域力向上事業に関しての窓口、担当職員配置とかそういうものは一切ないのか。とにかく区役所でなければいけないのか伺います。

○**市民協働・地域政策課長** 第1種協働センターについては、地域力向上事業の事務を全て対応していますので、例えば水窪協働センターでは地域力向上事業の事業提案の交付申請を出すことができる運用となっています。

○**酒井豊実委員** 例えば水窪の窓口で受け付けても、その場でいろいろ相談に乗る、あるいは市のほうからも意見を言うといった調整が最終的には区役所なので、決裁はどうしても区役所になるということだろうと思うのですが、第1種協働センターで全ては完結できないですね。

○**市民協働・地域政策課長** 受付については協働センターでも対応できますが、おっしゃるとおり、採択の中の区協議会の意見聴取などの事務については区役所が実施することになるので、そういう意味では、全てが協働センターで完結しているというわけではないということはお事実です。

○**高林修委員長** 課長が先ほど改善を検討するとおっしゃっていましたが、この件についてはよろしいですか。

○**酒井豊実委員** 舞阪であったり三ヶ日であったり引佐の奥の渋川であったり北遠であったり、とにかく浜松市は広いので、身近な窓口で権限を持って完結すべき、そうしたシステムが非常に大事だということがこの表からも分かります。

○高林修委員長 意見ということでしょうか。

ほかに資料4、5、6について、御質疑・御意見ありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、資料の件に関してはここで収めたいと思います。

次に、前回の委員会の際、区制施行によりよくなったこと、それから再編でしか解決できないもの、再編しなくても解決できるものについて御発言を頂くようお願いしてありましたので、まずその点について御意見を頂きたいと思います。そのとき各委員とは発言しておりませんので、御意見いただける方に御発言をしていただきたいのですが、まず区制施行によりよくなったことについて御発言のある方、よろしくお願いします。

○加茂俊武委員 それでは、最初に言わせていただきます。

区制施行によりよくなったことということで、会派の中でいろいろ議論をしまいいりました。行政側の視点、それから議員の視点、いろいろあるのですが、我々とする、平成21年12月の資料「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」の中にアンケート調査がありますので、この部分から拾うのが一番いいのではないかといいところとして、その中の数字を皆さんに承知をしておいていただきたいということで発表させていただきます。

利便性の向上について、5段階評価で区協議会委員を対象に行ったアンケートの結果が出ています。4月24日の委員会でも配付されていますが、この資料の12ページ、5段階評価で中区が3.06、東区が3.87、西区が3.93、南区が3.85、北区が3.20、浜北区が2.87、天竜区が2.83ということで、平均3.37なのですが、ここからまず見てとれるのは、東区、西区、南区の評価が非常に高いということです。これは区制施行、政令市移行から2年たった平成21年12月ですので、新設をされた東区、西区、南区において、非常に高い評価を得ているということです。

平成25年の「区制度の検証について」の別添資料の中でも前回のアンケートから4年たちましたがいかがですかというような文言をつけて同様のアンケート調査をしています。これについても5段階評価で中区が3.00、東区が4.40、西区が3.50、南区が3.71、北区が3.18、浜北区が3.18、天竜区が3.15ということで、ここで特に特筆すべきは、東区が3.87から4.40と非常に上がっています。自治会連合会等との意見交換でも、東区は「窓口対応がよく、サービスに文句はない」というような意見も出されています。基本的に、区制施行によって新たな窓口ができたということは明らかによくなったことの一つではないかと思えます。

本庁部局・区役所への調査から意見を少し紹介していくと、「本庁へ行かなくても区役所が一次的な窓口となる」とか「市民に身近な場所で相談に対応できる」「現場の把握など迅速な対応ができる」「区長を中心に各課の連携を図ることができる」とか、いろいろな声を聞いています。そうした声に鑑みると、基本的には総合行政ができる拠点が増えたことが一番区制施行によりよくなったことではないかと思えます。旧浜松市において1か所だった総合行政のできる窓口が3か所になったことは、非常に大きいのではないかと思えます。合併した11市町村は、今まで町役場とか市役所で対応していた部分が減ってはいますけれども、区制をしくことによって4か所を残すことができたということが、非常に区制施行のいいところであるという意見が出ました。

それから、専門性を持つ職員が分散的に配置されて身近な地域にいることは、総合行政のできる区役所がある利点であると思えます。区役所が市民にとってワンストップ窓口になるということが区制施行になってよかったことではないかと思えます。

会派の中でもいろいろな意見が出ましたので、各委員からそれぞれの意見を発言していただければと思います。

○小野田康弘委員 区役所の設置、区制度のよかったことということで、地域から見て、各地域で活動する団体の窓口として重要な役割を区役所が担っているということで、この広大な市域の中で各区役所の機能が生きていると思います。

もう一つ、旧市町村の区域を越えた連携が進みつつあるということで、広大な市域の中で、旧市町村の区域を越えたところで連携しながらひとつの浜松市になっているのではないかと。ここは、よくなったことと思っています。

こういうことを考えると、これまで焦点が当たらなかった貴重な地域資源が掘り起こされているということで、いろいろな地域の特性が理解できるようになり、いいところや課題を広い範囲で共通認識が持っている。また、区の事業としてイベントを実施することにより、市内の交流人口が拡大しているところも区制度になってよくなったことだと思っています。

○太田康隆委員 平成19年に指定都市になって、権限を国・県から多く頂いて、都市としての風格をワンステージ上げたということです。指定都市には大きく2つの意味があると思うのですが、広いエリアである県西部の核になる都市であると同時に、基礎自治体として住民サービスをきちんと提供していくという意味で区ができるわけです。その区は、地方自治法第252条の20第2項でも述べられているように、指定都市が区を設置して区の分掌する事務を条例で定め、各区にその事務所の長として法令の裏づけのある区長が配置されて、事務権限を持って総合行政ができる拠点が7つ残った。12市町村合併で、当然それぞれが基礎自治体として完結する事業をやっていたわけですが、それが合併によって一旦は地域自治センターという形になったわけです。市域の中の1つの事務所としてなったわけですが、それがまた政令指定都市になることによって区長を持つ区が存在できたということは、非常に意味のあることだと思っています。

それから、先ほども資料請求したのですが、災害対応を全市でやっていくということは、広大な市域を持つ本市では対策が難しいと思います。1558平方キロというのは、言わば県のエリアがここにできたというような意味だと思っていますので、普通だとその中にそれぞれの基礎自治体があるわけですが、その代わりに区があって、そうした防災の災害対策の拠点となる機能が備わったという意味でも、区の存在価値はあるというふうに私は思います。

○高林修委員長 ほかほございますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 先ほど加茂委員の冒頭の発言で、我々という言葉が使われましたが、自由民主党浜松の3人の委員の方がおっしゃったことは会派としての総意ということで受け止めてよろしいですか。

○加茂俊武委員 全員で議論した結果の発表です。

○高林修委員長 分かりました。

○加茂俊武委員 ただ、24人全員の総意ということではなくて、個人の意見も少し入った状態であるということだけは申し上げておきます。

おっしゃるように、政令市移行のタイミングで新しく区役所ができて窓口が増えたということはよくなったと言えることなのだろうなと思っています。松下委員の請求した資料5によると、政令市移行のタイミングでは、その直前から2つ増えたということです。ワンストップの総合窓口の数という話なので、政令市になって区ができたタイミングで2か所増えたということのを改めて確認したところです。逆

に言う、数が増えたというぐらいなのかなと思います。

反論めいた話になっても問題ないですか。よくなったという話でしょうから、発言はまだするタイミングではないのかと思いましたがけれども、今、いい話だけを発言すればいいのか。

○高林修委員長 すみません。先に申し上げればよかったのですが、各委員もしくは各会派の皆さんの御発言を受けて申し上げようと思ったのは、今日のところは、各意見に対する賛否ではなく、意見に至った理由等、不明点などについてお聞きしていただきたいと思います。賛否等については次回の委員会で進めていきたいと思っています。

○岩田邦泰委員 では、大丈夫です。

○関イチロー委員 区制施行でよくなったことというよりも、12市町村が合併して政令市に移行した。その中で、必須事項として区をつくらなければいけない。先ほどアンケートの結果ということがありましたけれども、市民の方の目線は非常に大事なところですが、行政の単位としての合併、政令市に移行したということについては、そういう事実があったのだろうということです。だから、これが7つになったということもその事実だということで、それ以上であるのか以下であるのかということは何とも言えない。その事実だけを受け止めたいと思っています。

○森田賢児委員 正直、そんなにないのかなという思いです。窓口が増えて利便性が向上した。今後もそういうことはもっと目指していくべきなのは同じ思いです。しかし、これまで議論を重ねてきた中で、意外と区制度の合理的な必要性はあまりなかったもので、区制度によってよくなったことは、さほどないと思っています。

○高林修委員長 それでは、森田委員の意見ということでよろしいですね。

ここで、松下委員の御意見をまとめていただいたものがありますので配付させていただきます。

[資料配付]

○松下正行委員 区制施行によりよくなったことの確認ということなのですが、会派の中で出た意見を取りまとめた資料を配付させていただきました。本市は、中核市から政令市になって区制がしかれたということで、よくなったことは様々あると思います。先ほどの自由民主党浜松の意見とダブるところもありますが、ペーパーを見ていただければと思います。代表的なものをお話しさせていただきます。

最初に、戸籍とか住民票などの証明書の発行場所が増えたということです。最終的にはコンビニ交付までいきましたが、市民の身近なところで証明書の交付が可能になったことは、利便性が向上したのだろうと考えます。

それから、先ほど太田委員も言われましたが、政令市になって大きな事務権限の移譲、これも当局に調べてもらって、現時点の数字ではありませんのであまり参考になりませんが、法令に基づく移譲事務が約1100、そして県との事務処理特例条例の移譲事務、これは県と協定を結んでつくるそうなのですが、約1500ある。特例条例の移譲事務は、当局が押さえている数字では、現状1720という数字に上がっていて、法令に関係するものは、法が新しくできたり、改正された時点で増えてくるということらしいです。

そして、その権限移譲の中で大きいものとして道路の関係、国・県、当然、市道もそうですが、政令市として権限移譲で整備ができるようになったということです。

細かいことを言えば、児童相談所の設置もできるようになったり、宝くじの発行もできるようになったり、新市建設計画も非常に進捗率は高く、計画が進んできていることは、いいことだと思われます。

それから、区の協議会ができて、課題も多いのですが、市民が市政に参画する機会が増えたということ。

それから、中核市から政令市になりましたので、都市の格が上がったということ。

それから、基本的には区役所が一次的な窓口になりますので、本庁へ行かなくても相談できたり処理ができることが増えたということ。大体そこら辺です。

○酒井豊実委員 区制の施行によりよくなったことですが、身近なところではなかなか見当たらない、体感できない部分が多いですが、浜松市という大きな市の専門性のある職員が末端まで来ている部分もあるかなということに理解しています。

一番大きなところは、旧浜松での身近な市民サービスが7区制を取ることで、7区役所によってほぼカバーできている。非常にバランスよく、かなりきめ細かにサービスが行き届く体制として機能しているのではないかな。詳細に見れば問題は当然ありますが、旧浜松市の市民サービスの空白域が埋められたという感があります。

東区や、西区、南区の一部でも人口が増えてきたわけで、人口増加地帯の市民サービスを区役所によって受け止めることによって、身近なサービスが可能になっているという認識を持ちます。資料にある市民サービスセンターなどの出先機関も、しっかり区役所を補佐しているところを見えています。それもメリットかなと思っています。

○高林修委員長 先ほども申し上げたように、まずは区制施行によりよくなったことについて御発言をいただきましたが、この皆様の発言について質疑のある方いらっしゃいますか。

○岩田邦泰委員 区の施行でよくなったことという問いだったので、先ほどのお話をさせていただきました。政令市移行と区の制度というのは違うと思っていますので、政令市の話については何もしておりませんということだけ申し述べておきます。

○加茂俊武委員 アンケート結果の中で言い忘れましたが、駐車場の心配が要らなくなったというところ、それから待ち時間が圧倒的に短くなったという声がありました。これが率直な市民の声です。協働センターとの違いが、区役所は多少なりともあるということに理解しています。

○高林修委員長 それでは、2つ目の再編でしか解決できないもの、再編しなくても解決できるものについても前回の委員会で申し上げていますので、同様に御発言できる方、お願いいたします。

[発言する者なし]

○高林修委員長 一応委員会の運営として前回そのようにお願いしてあるので、御発言が全くないということについては非常に遺憾に思います。先ほど自由民主党浜松もまとめ切れないところがあるということでしたので、それはそれで結構ですが、そういうふうなことで、まず現状、現在の時点で発言できることだけでも結構ですので、おっしゃっていただきたいと思います。

○加茂俊武委員 我が会派は24人います。なかなかそれぞれの意見をまとめるのに苦労しているのは事実です。まず現状の課題などを整理した上で、それを再編しないとできないものと再編しなくてもできるものとに分類したいということですが、そこでとどまっているので、再編しないとできるもの、再編しないとできないものについて会派でまとまっていません。今日は発言を勘弁していただきたいと思います。

現状の課題については、ある程度個人的なものもありますが、チェックはしてきています。

○高林修委員長 そうですね、確かに行程表には現状の課題ということがあって、括弧書きで再編云々ということだったものですから。分かりました。

それでは、順番で申し訳ないですが、岩田委員はございますか。

○岩田邦泰委員 幾つか考えましたけれども、まずは区境をまたぐ校区の解消ということかなと思

ます。

それから、区が再編されることで、区役所に係る将来のコスト的なものの削減ができるだろうといったこと。

それから、再編をすることで人口規模の大きな区ができれば、ひとつの浜松の下で都市内分権ですとか住民自治の強化がしやすくなるのかなと思っています。

それから、先ほど来、協働センターでまだまだ人的なものが足りないのではないかという話がありましたけれども、区役所を再編することで職員の再配置ができるのかなと思っています。

それから、しなくても解決できるものという観点に関しては、極論になりますけれども、これはもう多くのコストをかければ、しなくても対応は全てできるのではないのかと思います。ただ、再編をすることによって、抜本対策が取れてコストが抑えられるということだと思っています。

それと、しなくても解決できるものという点では、法定の区協議会を任意の協議会に移行することぐらいはあるのかなというふうには思っています。

○高林修委員長 関委員、よろしいですか。

○関イチロー委員 違う視点からお話をしたいところがありまして、私は全くの素人が18年前に議員になったのですが、そのときから今もってまだ疑問で命題として頭の中に引っかかっていることがあります。それは何かというと、行政とは何をするとところなのだろうということなんです。必置の組織、人員という部分は必要、それからまた法的な業務というのも必要です。ただ、それ以外のところで、行政としてどこまでやるべきなのか、もしくはその深さはどのぐらいであるべきなのかというようなことはいまだに非常に疑問に思っています。

議員になって一番びっくりしたのは、一般会計を見たときに、何でこんなに人件費の比率が高いのだろう、これを少しでもうまい具合に削減できれば、市民の方へのサービスに転換できるのではないのかと思った記憶があります。どういうふうに市民の方たちの満足度を上げながら、ビー・バイ・シーを追求していくのかという部分は非常に深く考えなければいけないのだろう。その中で、区というものがどういう格好で幾つあったらいいのかというのは、正直言うと、合併それから政令市移行のときにその渦中に身を置いていた者として、その議論は非常にさらっといつの間にかというような印象があるのです。とりあえずは、今日はここまでのお話にさせていただきます。

○高林修委員長 森田委員。

○森田賢児委員 政令市になってよかったことと区制度でよかったことは、しっかり整理しないといけないのだろうと思っています。

岩田委員もおっしゃいましたが、例えば財務体質の強化は、区の再編以上の何か案があれば、それはそれで議論すればいいと思いますが、前期の議論でもあったと思いますが、財務体質の強化は、今回のコロナ禍でも皆さん思われているところだと思うので、そういった意味では再編することで改善される部分だとは思っています。

○高林修委員長 それでは、松下委員。

すみません、先ほど配付していただいたものに目を通しながら、この説明をよろしくお願いします。

○松下正行委員 2ページ目になります。

まず、再編でしか解決できない問題項目ということで、1つ目は、先ほど岩田委員も言っていたのですが、区をまたがる校区は解消しなければいけないということで、現状、中区と南区、東区、北区でまたがっている小学校が10校あります。こういったものは、区の再編によって解消していかなければなら

いと思っています。

それから、7つの区があるので、現状、区役所に行く公共交通機関がなかなか厳しいという部分があるし、後のページにも出てきますが、区の再編をしなくても市全体の公共交通も考えなければならないというふうになると思います。

それから、政令市になって区制がしかれて、確かに相談できる場所も増えたということになると思いますが、市民からすると市役所と区役所の違いがよく分からない。そして、同じ制度の判断が区によって違うケースがある。例えばですが、生活保護の申請受理の判断が区によって違うケースがありました。

そういったことで、本庁一本よりも、区役所ができたことによって逆に分かりづらさもできてきました。政令市になって区制がしかれた当初、小さな市役所、大きな区役所ということでスタートしたはずですが、逆に、区役所で多くの業務をやるようにしたことによって、区役所と本庁との連携がうまくいっていない部分もあります。そういったところも区の再編によって変えていかなければいけない。

そして、一番大きな問題は住民自治だと思っています。政令市、区制がしかれてスタートしたときは、区役所が住民自治の拠点ということでスタートしています。しかしながら、さっきも言ったように、小さな市役所、大きな区役所にしたせいで、非常にここら辺が分かりづらくなって、この十数年の組織編成の中で、例えば土木だとか保健だとかで行われてきたという経緯があると思います。

先ほど区制でよくなったことの一つとして取り上げた法定の区の協議会ですが、これも設立されてから平成30年まで見ても、住民の声が上がっているかということ、建議・要望が平成17年ころは多かったわけですが、平成24年ぐらいからは1件とか3件とかしか上がってないという現状を見ますと、区の協議会が形骸化してきたかなということで、この区の協議会も区の再編によって検討していかなくてはいけないのではないかというふうに思います。

3ページ目になります。再編しなくてもできる項目です。

若干、書いてあることと言っていることが違う部分はあるかもしれませんが、協働センターの現状の配置が全ていいかということ、そうばかりではありませんので、この協働センターの新設とかそういったことを、区を再編しなくてもやれることの1番目に持ってきました。

それから証明発行業務です。これも地域によってバランスがあって、平成5年から二十七、八年、総合窓口ということでやっているわけですが、全ての地域でこの103業務をやる必要があるのかというような検証をしてもいいのではないかと思います。

それから、区協議会は先ほど言った話になります。

公共交通も、市全体の広域としても、今、地域バス等様々やっていたいっているわけですが、まだまだ課題は大きいと思っています。

それから、ICTの関係も、区の再編にかかわらず、今般、コロナの関係もありますし、国のほうもデジタル化へ動いているということもあって、これは別に再編しなくてもできる非常に大きなことではないかなと思っています。

○高林修委員長 それでは、酒井委員、お願いします。

○酒井豊実委員 区の現状・課題の整理ということですが、先日、2か所の区の協議会を傍聴させていただきました。1か所目は北区協議会、2か所目は天竜区協議会でしたけれども、それぞれ个性的な地域性を反映した区の協議会が運営されておりました。

天竜区の協議会の場合、非常に地域が広く、天竜川筋と気田川筋は地域性が違って、なかなか状況が分かりにくいところがありますが、区の課題という点では山ほど出されていて、なかなかその場で解決

しないものもありましたし、佐久間の学校の問題などでは、区の協議会で決議してもらいたいという意見が強く出されましたが、結果としてはまとめり切りませんでした。住民の皆さんの住民自治という観点での地域を守っていく意識は、非常に強いものを改めて感じました。

そういう点で現在の区の協議会は、いろいろな住民意識を反映させるという部分がまだまだ弱いと思いましたが、もう一度、地域の協議会レベルの何がしかの組織をきちんとやるべきで、区全体としてのまとめりをつくっていくことの困難さを天竜区という中では感じました。

それから、北区についても、区の中でのそれぞれの風土の違いというところの問題も感じまして、もっと住民自治を区の中で強化していくべきだということを感じたわけです。これは現在の区をさらに、権限、住民の活動ともに強化していく中でしか解決できないのだろうと思ったところです。

前にも述べましたけれども、環境と共生するクラスター型の政令指定都市を目指すという中で7区というものが合意されたわけです。一度目標に向かって進むということが頓挫したということがありますので、私としては、そこを再度追求すべき方向での検討を、会派の中でもさらにやっていきたいというのが、今の立ち位置です。

それと先ほどの中でも、区の存在感という意味、あるいは予算上の問題で、中区役所については非常に独立性がないのかなと最近強く思っています。中区役所を区役所として独立させていくということが明確にないと、ほかの政令市のことは知りませんが、何か区制という問題を考える場合も、これはこれとして大きな課題としてあると思います。これは私見ですが、極論を言えば、中区役所を建設するという課題も持っているのではないかと感じているところです。

○高林修委員長 それぞれに御発言いただきましたが、酒井委員に1点だけお聞きしたい。中区役所を建設することということで、再編でしか解決できないことなのか、再編しなくても解決できることなのか、どちらになるのですか。

○酒井豊実委員 すみません、最後に私の個人的な意見を差し挟んだものですから委員長の今の発言になりましたけれども、それは再編しない中でもできるということです。

○高林修委員長 はい、分かりました。

先ほど岩田委員のところでも申し上げたのですが、今日の御発言については、まず賛否ではなくて、その御意見に至った背景とか理由について、もし不明点があればおっしゃってくださいということでした。時間の関係もありまして、次回の委員会でこの件については引き続き行いますが、もう一度申し上げます。松下委員は本当にまとめてきていただいているし、自由民主党浜松も口頭ではありましたけれども、説明はまとめてきていたものを御発言いただいたので、議事録等を確認させてもらえば、次回の委員会でその件について委員間討議ができると思います。しかしながら、次回の委員会の運営を考えたときに、区制施行によりよくなったこと、それから区の現状課題の整理、括弧書きで書いてありますけど、再編でしか解決できない問題としなくてもできるもの項目分けということについては、次回もう一度やるのですが、その前に、私のほうでフォーマットを作りますので、1行だけでも結構ですので、各会派でまずおしをいただきたいと思います。期限については、27日の前ということで、4連休がありますので22日の夕方までに提出をいただきたいと思います。

資料請求について改めて皆さんにお願いをいたします。毎回いろいろとお願いをされていて、期限のこともあって恐縮なのですが、今日の委員会の現状からいって、行程3-1、3-2以降の資料請求については、一旦7月27日までに請求を出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

改めて申し上げますが、行程3-1、区の現状については、もう少し時間が必要と思われるので、

本日はここまでとして、改めて協議の場を設けることといたします。

○関イチロー委員 1点確認をさせていただきたい。先ほどから御指摘・御意見出ていますけど、区の施行ということと、合併して政令市になったことがごちゃごちゃになっているのですが、ごちゃごちゃの状態でもいいのですね。

○高林修委員長 行程表ではこういう文言でしたので、区制施行ということだったのですが、確かにごちゃごちゃというか、判断がつかかねるところがあると思います。そのところはこだわらなくて結構ですので、今のお言葉で言うにごちゃごちゃでも結構ですので、書いていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○関イチロー委員 先ほどから皆さんの御意見などを聞いていると、これは区の施行ではなくて、合併したからそういうことなのだ、もしくは政令市になったので可能になったというようなことが幾つかありますけど、その辺のところの区別は……。

○高林修委員長 あえてしなくて……。

○関イチロー委員 区の施行でということにこだわらなくてもいいという……。

○高林修委員長 はい、結構です。

○高林修委員長 委員の皆様にお願ひがあります。

7月27日に限定するわけではありませんが、次回以降、行程3-2が当然想定されます。今までの委員会では、資料の請求趣旨を述べていただくにとどまったことが多いのですが、行程3-2の検証・協議において、今までの資料内容に基づいて御意見をいただけるよう、委員の皆様には御準備をぜひよろしくお願いいたします。よって、今までの資料については、今日も皆さんお持ちだとは思いますが、御持参ください。

先ほどのフォーマットの件は、委員長、副委員長のほうでもう一度まとめてみますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回は7月27日月曜日、午前10時から委員会を開催し、引き続き協議をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○太田康隆委員 委員長、発言を求めます。

○高林修委員長 太田委員。

○太田康隆委員 その他で。

○高林修委員長 どうぞ。手短にお願いします。

○太田康隆委員 まず1つ、運営上のことですが、行程3-1、区の現状、行程3-2、区再編のメリット・デメリット、項目をそのまま読むとそういうことなのだけれども、行程2のところで、区の意義・在り方、浜松市の未来についても、行程3で議論の機会を与えますということでした。ですので、私はずっと話を聞いていて、区の意義・在り方の認識がなかなか一致していかないという思いがあります。ぜひ行程3のところで、行程3-1でも行程3-2でもいいのだけれども、その根幹に関わる場所もお互いにしっかりと議論していくべきだと思うので、またその辺は配慮してください。今、特にどこでということは求めませんが、いずれにしても行程3のところでやりましょうということとで前回終わっていますので、そのことだけ言っておきます。

○高林修委員長 先ほど私が申し上げた今まで資料請求されたものを全部お持ちくださいというのは、そういう意味合いも含めて言っているのです、前回、前々回以前の私の発言を翻すというか……。

○太田康隆委員 だから、そうは言っていない。会議録に載りますので、しっかりと言葉で確認を

させていただきましたということです。

○高林修委員長 はい、分かりました。

○太田康隆委員 それからもう一つ、この行財政改革・大都市制度調査特別委員会の委員として当局に申し上げたいことがありますので、発言を許可いただけますか。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○太田康隆委員 毎年市のほうで国への要望を提出しています。令和2年度に関しましても、6月26日にそれぞれの議員宛てに国要望しましたという報告がありました。省庁別の要望もしていますが、その中には、国営の三方原用水の第2期工事の話であるとか、三遠南信自動車道の整備の話であるとかもありますが、その中の1つに、総務省に基礎自治体の自立に向けた地方制度改革の実現についてという要望をしています。

企画調整部長に一委員として異議を申し上げたいのと、もし所見があればお聞かせいただきたいのですが、この要望の内容は、昨年出したものと全く同じで、要望の趣旨は、これまで市長が言っておられる特別自治市の法制化について要望するというものと、もう一つ、ここが問題なのです。指定都市に置く区については、地方自治法において「市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする」と規定されていて、2つ以上の区の設置が義務づけられています。人口規模など指定都市の特性に合わせた効率的かつ柔軟な行政運営が実施できるよう「区を設けることができる」、つまり任意の規定、この法律を緩和する法改正を要望するという趣旨です。

指定都市は、大きく2つの意味を持っていると思っていまして、それは総務省の方も言っていますが、1つは、権限を県とかから移譲されることによって、二重行政を解消していくという指定都市の役割があります。もう一つは、都市内分権です。自治をしっかりとやっていく。人口規模が大きかったり、それほど大きくなかったりという違いはあるものの、その中で、地方自治法でも、指定都市についてはしっかりと区を設置して、区で市民サービスを行いなさいということが定められている。我々は法治国家に生きていますよね。ですから、法律をしっかりと守っていく。

しかも今回、浜松については、昨年の住民投票の後、区を再編するということに対しての住民投票で意思が示されて、拮抗しているという判断を当局はしていて、私はそこに異議がありますが、それを受け入れたとしても、議会としてももう一度この区の問題を今議論している最中なのです。それを頭ごなしに、こういった形で要らないのだということをや二元代表の片側の首長さんが国に対して要望するということについて、私としては、議員として異議を申し上げたい。これは私個人の意見です。

企画調整部長、何かコメントあれば。なければ意見としてだけ聞いていただいて結構です。

○企画調整部長 冒頭で特別委員会の委員としてというふうにおっしゃいましたが、最後は個人としてということですので、太田委員の個人の見解に対してどうこうということは申し上げるつもりはございませんが、ただ、皆様のお手元にもお配りしましたその要望文の中にもありますけれども、確かに法治国家でこの地方自治法という法制度の下で、指定都市あるいは基礎自治体として市民の福祉の増進のために我々は存在しているということは間違いございません。その地方自治法の大都市制度というものがこの60年来変わらない部分があって、例えば人口70万人という大都市制度が創設された当時想定しないような規模の自治体が出てきたこと、あるいは本市のように合併を経て一部過疎地域を含むような指定都市が誕生したこと、こういうような変化を見ながら、今後、第32次地方制度調査会の答申にもございましたように、2040年度を見据えて、そこから逆算して見えてくるその課題に対応するためにはどう

すればいいかという観点で、市長から大都市制度の多様性を認めてほしいということで、先ほど太田委員からお話があったことを要望したものであり、しかもそれは当然、条例事項だと思っていますので、市長の考えだけで決められるものではなく、団体意思として議会との議論の中で議決をいただいて、市民の福祉向上のための施策を検討した上で決定するものだと感じています。

○太田康隆委員 国へ要望する法制度の改正、つまり大都市制度を充実したものにさせていただくということは、要望することにはなっていると思います。当初、特例によって政令指定都市になった浜松市は広大な市域を抱えています。そのみなし過疎地域も抱えている浜松市が、先ほど申し上げた基礎自治体として住民サービスが提供できるように、そういった広大な市域でも大都市制度が機能する制度にしていってもらうことこそ国に要望することであって、区を任意にすることではないと思っています。これ以上申し上げませんが、私としては異議を申し上げておきたいと思います。

○高林修委員長 それでは、今回は7月27日午前10時から委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

12:28